

令和8年4月30日

請求人 様

川西市監査委員 石田有司

川西市監査委員 向山愛子

川西市監査委員 吉岡健次

住民監査請求について（通知）

令和8年4月3日付で提出のありました住民監査請求について、別紙のとおり決定しましたので通知します。

決 定 書

第1 請求人
住 所
氏 名

第2 請求年月日
令和8年4月3日

第3 請求の要旨
請求人が提出した請求は、下記のとおり、ほぼ原文のまま記載する。

1. 請求の要旨

川西市は、令和8年度からの本格導入を予定していると説明しているが、実際には令和6年度において、地域クラブの募集・認定を行い、同年5月には体験活動、6月には本格活動を開始している。これは、市自身が公表したプレスリリースにおいて「48団体を地域クラブとして正式に認定し、5月から体験活動を開始、6月から本格的な活動を開始する」と明記していることから明らかである。したがって、川西市は令和6年度および令和7年度において、地域クラブ制度を先行的に運用していた事実が確認できる。

しかし、学校施設は地方自治法238条の2にいう行政財産であり、教育目的外で使用させる場合には、同法238条の4に基づく目的外使用許可が必須である。また、目的外使用を許可する場合には、地方自治法237条2項に基づき「適正な対価（使用料）」を徴収する義務が生じる。

にもかかわらず、本市は地域クラブによる学校施設利用について、

- ・目的外使用許可を一切発行していない
- ・使用料の設定・徴収も行っていない
- ・減免基準や公益性判断基準も存在しない

という状態で無償利用を認めている。

さらに、学校施設は教育財産であり、その目的外使用の許可権者は教育委員会であるにもかかわらず、本市の地域クラブ制度には許可権者を明確に位置付ける規定が存在しない。

その結果、

- ・行政財産の使用許可権者が不在のまま運用されている
- ・使用料徴収または減免の根拠条例が存在しないまま無償利用が行われ

ている

・事故発生時の法的責任の所在が不明確なまま学校施設が利用されている

という重大な瑕疵が生じている。

特に、使用料制度そのものが存在しないため、本来徴収すべき使用料（市の歳入）を算定することすらできず、「損害額算定不能」という異常な状態に陥っている。この状況自体が、制度欠落によって地方自治法237条2項の対価徴収義務を履行できない構造的違法状態にあることを示す強力な証拠である。

よって、本件は地方自治法242条1項にいう「財務会計上の行為または怠る事実」に該当する典型例であり、監査委員の判断を求める。

2. 経緯

従来の学校部活動は、教職員の長時間勤務や専門外指導など、教員の過重負担を前提として成り立ってきた。また、生徒数の減少や教員数の減少により、従来の形態では維持が困難となる課題が顕在化している。

これらの課題を解消するため、国は「部活動の地域移行」を進める方針を示し、本市も、令和8年度からの完全移行を目指して制度設計を進めている。

私自身、地域クラブの導入には賛成であるが、短期間での制度移行には一定の懸念があり、地域クラブ制度内容の調査を行った。その中で、最初に抱いた疑問は、「地域クラブが学校施設を使用する際、使用料は有料なのか無料なのか」という点であった。文部科学省は部活動を「教育課程外の活動」と明確に位置付けており、本市もこの整理に基づき地域クラブを「教育目的外」と理解してきた。

しかし、教育目的外で学校施設を使用する場合には、地方自治法に基づく目的外使用許可・使用料設定・減免基準の整備が必要であるにもかかわらず、本市にはこれらの制度が存在しないことに気付いた。

この点を確認するため、私は令和8年2月13日および14日に、地域クラブによる学校施設利用の法的整理について、地方自治法に基づく目的外使用許可・使用料徴収・責任分担の適法性を問う文書質問を教育委員会教育保育課へ提出した。しかし、当該文書質問に対する回答が示されない状況が続いたため、私は市長への提案および総務課への追加質問を行い、市の見解を求め続けた。その結果、市長回答（別紙1）が令和8年3月31日に示された。しかしその内容は、行政財産管理に不可欠な法的根拠や判断基準を体系的に示すものではなく、地方自治法の枠組みに照らしても十分な説明とは言い難いものであった。

一方、宝塚市・伊丹市・西宮市・三田市・猪名川町など近隣市町は、地域クラブを行政財産の目的外使用として整理し、学校施設使用料条例に基づく減免により無料としている。いずれも法的根拠に基づく適法な運用である。

これに対し本市は、使用料制度・減免基準・責任分担の整理が一切存在しないまま無償運用を続けており、近隣市町とは根本的に異なる制度設計となっている。

以上の経緯を踏まえ、本件監査請求に至った。

3. 請求の理由（総論）

川西市は、学校施設（行政財産）の目的外使用に関して、使用料の金額、減免の基準、申請手続、責任分担など、運用に不可欠な基準を一切整備していない。その結果、地域クラブ等への学校施設の無償提供が、条例上の根拠を欠いたまま恒常的に行われている。

学校施設は行政財産であり、地方自治法238条の4により目的外使用は原則禁止である。外部に使用させる場合には、適法な目的外使用許可が必要であり、地方自治法237条2項に基づき「適正な対価（使用料）」を徴収しなければならない。

また、対価の減免は例外的措置であり、公益上の必要性に基づく明確な基準が条例等で定められている場合に限り許容される。

しかし本市は、川西市立学校使用規則（別紙2）に使用料の規定がなく、行政財産の目的外使用許可制度ではなく「校長許可」で足りるという独自解釈を採っている。これは行政財産の外部提供に必要な法定手続を欠いたまま無償提供を継続している状態であり、本来収入すべき使用料を徴収していない点で、地方自治法242条1項にいう「怠る事実」に該当する可能性が高い。

以上より、学校施設の無償提供および許可手続の欠落は、地方自治法の規定に適合しない行政運用である疑いが強く、監査委員による判断を求める必要がある。

4. 法的整理（地方自治法の枠組み）

① 学校施設は教育委員会が管理する教育財産であり、地域クラブの活動は教育目的外である

学校施設は、学校教育法1条・2条に基づき「教育を行うための施設」であり、その管理権限は地方教育行政法23条により教育委員会に属する。

したがって、学校施設は教育委員会が管理する「教育財産」である。

一方、地域クラブは文部科学省および本市の説明においても、学校教育活動ではなく教育目的外の活動と位置付けられている。

したがって、地域クラブによる学校施設利用は、教育財産の目的外使用に該当する。

* 法的整理の表：以下のとおり、本件における学校施設使用の法的構造は明確であり、許可権者は教育委員会である。

論点	法的事実	根拠
学校施設の管理者	教育委員会	地方教育行政法 23 条
学校施設の性質	行政財産（教育財産）	地方自治法 238 条の 4
地域クラブの活動	教育目的外	市説明資料・議会答弁
法的性質	行政財産の目的外使用	地方自治法 237 条 2 項
許可権者	教育委員会	同条「管理者」
校長の権限	目的外使用の許可権限なし	学校教育法 137 条の適用外
市長答弁	「校長の許可で足りる」は誤り	条文構造と矛盾

② 行政財産の目的外使用（地方自治法 238 条の 4）

学校施設は地方自治法 238 条の 2 にいう行政財産であり、同条 4 項により行政財産の目的外使用は原則として禁止されている。例外的に目的外使用を認める場合には、法令に基づく適法な許可手続を経る必要がある。地域クラブは教育目的外の活動であるため、学校施設を使用させるには、教育委員会による目的外使用許可が必須である。

③ 対価徴収義務（地方自治法 237 条 2 項）

行政財産を目的外に使用させる場合には、「適正な対価を徴収しなければならない」と定められており、これは自治体に収入確保を義務づける規定である。徴収しない場合は法令違反となる。

④ 減免は例外であり、基準が必要

対価の減免は例外的措置であり、公益上の必要性に基づく明確な基準が条例等で定められている場合に限り許容される。基準が存在しなければ、減免の行政裁量は成立せず、適法な減免は不可能である。

⑤ 行政財産管理義務（地方自治法 228 条）

行政財産は「適正に管理」しなければならない、使用料制度・減免基準・手続の整備は行政財産管理の基本的要件である。

5. 川西市の問題点

① 使用料の規程が存在しない

川西市は学校施設の目的外使用に関する使用料を定めていない。使用料が存在しないため、地方自治法237条2項が前提とする「適正な対価」の徴収が制度上不可能となっている。

② 減免基準も存在しない

公益性の判断基準や減免基準が条例・要綱に存在しないため、無料＝減免の法的根拠が存在しない。減免は「既に存在する使用料」を軽減する制度であり、使用料が存在しない以上、減免という行政裁量は成立しない。

③ 無料貸出が恒常化している

使用料も減免基準も存在しないにもかかわらず、地域クラブ等への無料貸出が事実上恒常化している。これは、基準のない状態で行政裁量を使用していることになり、地方自治法237条2項の対価徴収義務に反する。

④ これは「無根拠の減免」であり違法性が高い

行政裁量は、基準が存在して初めて適法に行使できる。基準がない状態で無料にすることは、裁量の根拠を欠き、法令上の要件を満たさない「無根拠の減免」であり、違法の疑いが強い。

⑤ 貸出実績の有無は制度整備義務を免れない

行政財産を目的外使用させる場合には、貸出実績の有無にかかわらず、

- ・使用料
- ・減免基準
- ・公益性判断基準
- ・手続

を事前に整備することが地方自治法上の義務である。

川西市にはこれらの制度が一切存在せず、担当課には適法な運用を行うための権限も根拠もない。この状態で無料運用を開始することは、制度欠落による違法状態であり、地方自治法237条2項に反する。

6. 財務会計行為としての違法性

本件は、単なる行政運用の問題ではなく、明確に財務会計行為に該当する。

- ・行政財産の使用料は「市の収入」であり、本来徴収すべき使用料は、市の歳入である。
- ・無料にすることは「収入の不徴収」という財務会計行為であり、地方自治法242条1項の「財務会計上の行為または怠る事実」に該当する。
- ・減免基準がないため、減免の決定そのものが存在しない。

- ・よって、財務会計行為の根拠を欠いたまま収入を放棄している状態である。

これは地方自治法 242 条 1 項の「財務会計上の行為または怠る事実」に該当し、監査委員が審査すべき典型的な案件である。

特に、本件は「制度が存在しないために適法な財務会計行為が不可能」という構造的違法状態であり、単なる運用上の瑕疵ではなく、制度欠落そのものが違法の原因となっている点で重大である。

7. 近隣市町との比較（川西市の異常性）

(1) 比較の目的

地域クラブによる学校施設利用が「目的外使用」である場合、地方自治法に基づき、

- ・使用料の設定
- ・減免基準の整備
- ・許可手続
- ・責任分担の明確化

が必須となる。

本市の制度欠落の異常性を明らかにするため、近隣 8 市町の制度を比較した。

(2) 法的根拠比較表

以下に、川西市と近隣 7 市町の学校施設使用に関する法的根拠を比較した表を示す。

別紙事実証明書（法的根拠一覧）

以下の条例等により、近隣市町の制度が法的に整備されていることが確認できる。

- ・別紙 3 伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例
- ・別紙 4 尼崎市 公の施設使用料条例（要旨）
- ・別紙 5 西宮市学校施設使用料条例
- ・別紙 6 宝塚市立学校施設利用条例
- ・別紙 7 三田市立学校施設目的外使用条例（目的外使用の手引き抜粋を含む）
- ・別紙 8 猪名川町立学校使用条例
- ・別紙 9 池田市立学校施設の目的外使用に関する条例
- ・別紙 2 川西市立学校使用規則

これらの条例および各市町の公式ホームページに基づき、以下の比較表を作成した。

*表：学校施設使用に関する法的根拠（川西市と近隣8市町の比較）

自治体名	導入時期	位置づけ (目的内/外)	施設使用料 (有料/無料)	法的根拠 (条例・規則等)	備考(減免・制度の特徴)
川西市	R8年度	目的外(※市は「補完」と説明)	無料(根拠なし)	使用料条例なし	基準ゼロ・手続ゼロ
伊丹市	R8年度 3年生引退以降	社会教育活動として目的内と整理しつつ、実際は目的外使用の条例体系で処理	無料(条例に基づく減免)	伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例第4条第2項	減免制度・登録制・保険義務・責任分担明確
尼崎市	R8年度以降順次移行	目的外(社会教育)	無料(条例に基づく減免)	公の施設使用料条例(学校施設も同条例体系で使用料を規定)	減免制度・登録制・保険義務・学校施設は目的外使用として整理
西宮市	R8年9月本格実施(文化部は柔軟運用)	目的外(学校教育外)	無料(条例6条の減免)	西宮市学校施設使用料条例第6条(減免規定)	目的外使用明確化・登録制・保険義務・責任分担明確(国家賠償法2条)
宝塚市	R8年・3年生引退移行	目的外	無料(条例に基づく減免)	市立学校施設利用条例	減免制度あり
三田市	R8年度中	目的外	無料(条例に基づく減免)	三田市立学校施設使用条例	減免制度あり
猪名川町	R8年度	目的外	無料(条例に基づく減免)	猪名川町立学校施設使用条例	減免制度あり
池田市	令和10年度中	目的外(社会教育)	無料(条例に基づく減免)	池田市立学校施設の目的外使用に関する条例	減免制度あり・地域活動扱い

(3) 三田市・猪名川町の最新事実（公式回答）

三田市に確認したところ、地域クラブの学校施設利用は「目的外使用」であるとの回答を得た。また、無料で利用できる理由については、同市立学校施設使用条例に基づく「減免」によるものであるとの説明があった。

猪名川町においても、当初担当者は「目的内」との趣旨の説明を行ったが、その後の確認により、同町は正式に「目的外使用」であると回答した。同町には学校施設の目的外使用を前提とした使用料条例が存在しており、当初の担当者の説明は条例体系と整合しないものであった。

(4) 比較の結論

以上の事実から、近隣市町はいずれも「目的外使用 → 使用料 → 減免 → 無料」という法定ルートに基づき制度運用を行っていることが確認できる。

特に三田市の制度構造は重要である。

三田市の校長許可は、目的外使用条例に基づく教育委員会の許可権を前提とした限定的委任であり、地方自治法の体系に適合する。

一方、川西市には目的外使用条例が存在せず、許可権者の法的根拠が欠如しているため、校長許可を正当化することはできない。

すなわち、近隣市町の「無料」はいずれも条例に基づく適法な減免であるのに対し、川西市のみが

- ・使用料の規程なし
- ・減免基準なし
- ・手続なし
- ・法的根拠なし

という状態で無償運用を行っている。

これは地方自治法の枠組みに照らしても極めて異常である。

法定ルートを踏んでいないのは川西市だけである。

8. 求める措置

監査委員に対し、以下の事項について判断および必要な措置を求める。

① 監査事項

川西市が学校施設の目的外使用に関して、使用料基準および減免基準を定めず無料運用を継続していることが、地方自治法237条2項に反するかどうかについて監査を求める。

② 是正措置

監査の結果、違法または不当と認められる場合には、川西市に対し以下の措置を勧告されたい。

- ・ 使用料基準の整備
- ・ 減免基準の整備
- ・ 公益性判断基準および手続の明文化
- ・ 無料運用の見直し

9. 求める措置

令和8年3月31日付で川西市長から「市長への提案」に対する回答（以下「市長回答」という。）が示された（別紙1）。

市長回答は、一見すると丁寧な説明の体裁をとっているものの、地方自治法および学校教育法の法体系を混同し、本件の核心である「行政財産の目的外使用」と「対価徴収義務」に正面から向き合っていない。

以下、市長回答の要点を整理したうえで、その問題点を明らかにする。

(1) 市長回答の要旨

市長回答の主張は概ね次のとおりである。

- ① 地域クラブは「学校教育の補完」であり、学校教育法137条に基づき学校施設を利用させることができる。
- ② よって、目的外使用許可や使用料徴収の必要はない。
- ③ 事故発生時の責任分担や保険加入の可否については、今後検討する。

しかし、これらの説明はいずれも法体系の理解を誤ったものであり、行政財産管理の根幹に関わる重大な問題を含んでいる。

(2) 市長回答の法的誤り（法体系の混同）

- ① 学校教育法137条は“門戸開放規定”にすぎない

学校教育法137条は、学校教育上支障のない限り、「学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる」と規定しているが、これはあくまで学校施設を地域に開くことを妨げない趣旨を示したものである。

したがって、137条は以下を定める条文ではない。

- ・ 行政財産の目的外使用許可
- ・ 使用料徴収義務
- ・ 減免基準の整備
- ・ 許可手続の省略

これらはすべて地方自治法の領域である。

- ② 行政財産の目的外使用の法的根拠は地方自治法である

学校施設は行政財産であり、教育目的外で使用させる場合には、地方自治法238条の4に基づく目的外使用許可が必須である。

さらに、目的外使用を許可する場合には、同法237条2項に基づき

適正な対価（使用料）を徴収する義務が生じる。

これらは行政財産管理の根幹を成す規定であり、学校教育法137条によって免除される性質のものではない。

- ③ 137条を根拠に使用料制度の欠落を正当化することはできない
市長回答は、137条を根拠として

- ・目的外使用許可の不要性
- ・使用料徴収義務の不存在
- ・減免基準の不要性

を主張しているが、これは法体系を誤って理解した結論である。

137条は「利用させることができる」と述べるのみであり、地方自治法に基づく行政財産管理義務を免除する規定ではない。

したがって、市長回答は法的根拠を欠き、制度欠落を覆い隠すための不適切な法令運用といわざるを得ない。

- (3) 市長回答における「公の施設論」の誤り（論点のすり替え）

市長回答の中でも特に重大な誤りは、学校施設の利用を「公の施設の利用」と誤って位置づけ、行政財産に適用されるべき法体系を意図的にすり替えている点である。

市長回答では、学校施設の利用を「公の施設の利用」と位置づけ、地方自治法225条（利用料は徴収することができる）および228条（条例事項）を根拠として、「利用料を徴収しない判断をしているため、条例を定めていない現状は適切である」と主張している。

しかし、この主張は行政財産の議論を、公の施設の議論にすり替える誤った法解釈である。

学校施設は行政財産であり、行政財産の目的外使用については、

- ・238条の4：原則禁止
- ・237条2項：適正な対価の徴収義務

が適用される。

したがって、行政財産の使用料は「徴収してもよい」任意の利用料ではなく、徴収が義務である。

また、行政財産を無料とする場合には、条例に基づく明確な減免基準が必要であるが、川西市にはこれが存在しない。

市長回答は、公の施設に関する任意の利用料制度（225条）を持ち出すことで、行政財産に適用されるべき法体系（237条・238条の4）を意図的に混同しており、法的根拠を欠く。

- (4) 尼崎市との比較による川西市の誤りの明確化

市長回答では、地域クラブについて、「これまでの学校部活動が担って

きた教育的意義を引き継ぐものであり、学校教育法137条に基づき利用を許可できる」と述べており、地域クラブを教育目的内の活動として位置づけている。

しかし、文部科学省ガイドラインは地域クラブを「学校外の活動」と明確に位置づけており、市長回答の解釈は法的に実務的にも誤りである。

なお、川西市教育委員会は令和5年度説明会資料において地域クラブを「教育目的外」と整理しており、市長回答の内容は市教育委員会自身の整理とも矛盾している。

以下に尼崎市との比較を示す。

表：尼崎市と川西市の制度比較

項目	尼崎市	川西市
学校施設の位置づけ	目的外使用（社会教育）として整理	市長回答では教育目的内と主張（文科省・市教育委員会の整理と矛盾）
使用料の規定	公の施設使用料条例に明記	規定なし
無料の根拠	条例の減免制度	根拠なし（無料の法的裏付けゼロ）
許可手続	行政財産の目的外使用許可	校長許可（法的に誤り）
保険加入	義務（制度化・登録制で確認）	義務と言うが制度的裏付けなし（文書規定なし・確認手続なし）
法的整備	完備	ほぼ全欠落

尼崎市は行政財産管理に必要な法定ルートをすべて整備しているのに対し、川西市は制度が体系的に欠落している。

(5) 市の検討過程における問題点

市は本件に関し、近隣市町や県への照会、法務担当との協議を行ったものの、地方自治法に基づく本来の法的整理には至らず、学校教育法137条を根拠とする説明に終始した。

その結果、

- ・ 目的外使用の整理なし
- ・ 使用料制度なし
- ・ 減免基準なし
- ・ 許可手続なし
- ・ 責任分担の整理なし

・保険加入義務の制度的位置づけも未整理
という状態が放置され、事故発生時の責任主体が不明確なまま運用が継続されている。

令和8年2月13日・14日の文書質問に対し、教育委員会教育保育課は「法的整備ができていないため、総務部（法務担当）と協議が必要」と回答しており、これは市自身が制度欠落を認めたものである。

にもかかわらず、市は制度整備を行わず、市長回答においては学校教育法137条を根拠とする説明にとどめ、地方自治法に基づく本来の行政財産管理の枠組みを整備しないまま運用を継続している。

(6) 結論

以上のとおり、市長回答は、

- ・法体系の理解を誤り
- ・地方自治法に基づく行政財産管理義務を回避し
- ・使用料制度・減免基準・許可手続の欠落を正当化し
- ・事故時の責任分担すら整理できていない

という重大な問題を含んでいる。

したがって、市長回答は本件の核心である「行政財産の目的外使用」および「対価徴収義務」に対する適切な回答とはいえず、本市の行政運用が地方自治法に適合しているとは到底認められない。

10. 総括

以上の事実確認および比較から、川西市のみが、行政財産の目的外使用に必要とされる

「目的外使用 → 許可 → 使用料 → 減免」という法定ルートを欠いたまま無償運用を行っていることが明らかとなった。

これは地方自治法の枠組みに照らしても極めて異常であり、行政運営として看過できない状態である。

第4 監査委員の判断

1 主文

本件請求を却下する。

2 理由

住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、

その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたもの（最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決）であり、その対象となる違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実である。

そこで、本件請求について、請求人は、『本件は、単なる行政運用の問題ではなく、明確に財務会計行為に該当する。行政財産の使用料は「市の収入」であり、本来徴収すべき使用料は、市の歳入である。無料にすることは「収入の不徴収」という財務会計行為であり、地方自治法242条1項の「財務会計上の行為または怠る事実」に該当する。減免基準がないため、減免の決定そのものが存在しない。よって、財務会計行為の根拠を欠いたまま収入を放棄している状態である。これは地方自治法242条1項の「財務会計上の行為または怠る事実」に該当し、監査委員が審査すべき典型的な案件である。特に、本件は「制度が存在しないために適法な財務会計行為が不可能」という構造的違法状態であり、単なる運用上の瑕疵ではなく、制度欠落そのものが違法の原因となっている点で重大である。』と主張するので、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実には該当するか否かについて審査した。

学校は、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設である。また、地方自治法第225条では、「公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」と規定しており、同法第228条第1項では、同法第225条による公の施設の使用料に関する事項については、「条例でこれを定めなければならない。」としている。

これを本件請求についてみると、本市では、地域クラブがその活動において学校施設を利用する場合に使用料を徴収しないものとしている。さらに、使用料を徴収するという条例が存在しないことから、請求人が主張する収入の不徴収については、財務会計上の怠る事実には当たらない。また、請求人が求める使用料徴収条例の制定は、市の立法政策上の問題であり、住民監査請求の対象とはならない。

以上のことから、本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定される住民監査請求の要件を満たしておらず、適法な請求とは認められないと判断した。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

別記（請求人から提出のあった資料一覧）

- 別紙 1 事実証明書 令和 8 年 3 月 3 1 日付 「市長への提案」に対する市長
回答
- 別紙 2 事実証明書 川西市立学校使用規則
- 別紙 3 事実証明書 伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例
- 別紙 4 事実証明書 尼崎市 公の施設使用料条例（要旨）
- 別紙 5 事実証明書 西宮市学校施設使用料条例
- 別紙 6 事実証明書 宝塚市立学校使用条例
- 別紙 7 事実証明書 学校施設目的外使用の手引 三田市教育委員会
- 別紙 8 事実証明書 猪名川町立学校使用規則
- 別紙 9 事実証明書 池田市立学校施設の目的外使用に関する条例
- 別紙 1 0 事実証明書 兵庫県教育委員会からの回答
- 別紙 1 1 事実証明書 川西市教育委員会事務局教育推進部教育保育課「地
域クラブ募集要領に関する回答」（令和 8 年 4 月 2 4 日
付）質問 2.（2）の回答
- 別紙 1 2 事実証明書 川西市教育委員会事務局教育推進部教育保育課「ミ
マモルメの件」（令和 8 年 4 月 2 4 日付）質問 1 6 の回
答

令和 8 年 4 月 3 0 日

川西市監査委員 石 田 有 司

川西市監査委員 向 山 愛 子

川西市監査委員 吉 岡 健 次